第四条の二第二項第一号中「五十万」を「百万」に改める。

第十九条第一項中「第十九条の三」を「以下この条、第十九条の三及び第十九条の三の三」に改め、同条第二項第二号中「現行の」を「変更前の」に改め、同項第三号中「事項を」を「事項の」に、「しよう」を「をしよう」に改め、同項第四号中「事項を変更しよう」を「事項の変更をしよう」に改める。

第十九条の二中「法第十七条第一項」を「同条第一項」に改め、「同条第四項」の下に「又は第七項」を、「変更後のもの」の下に「。以下この条において「供給約款」という。」を「以下この条から第十九条の三の三までにおいて同じ」を加え、「以下この条において「供給約款」という。」に改め、同条第一号中「及び消費税等相当額のみの変更の場合」及び「（消費税等相当額を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「（消費税等相当額を除く。以下同じ。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九条の三第二号中「現行の」を「変更前の」に改め、同条第三号中「事項を」を「事項の」に、「しよう」を「をしよう」に改め、「するとき」の下に「（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合を除く。）」を加え、同条第四号中「事項を変更しよう」を「事項の変更をしよう」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第十八条第二号の事項の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするとき（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合に限る。）は、一般ガス料金算定規則第二十一条に規定する書類

第十九条の三の二中「第十九条及び」を「第十九条、第十九条の三及び」に改め、「第十七条第四項」の下に「又は第七項」を加え、「及び前条第三号」を「、第十九条の三第三号及び第四号並びに前条第三号」に改め、同条を第十九条の三の四とし、第十九条の三の次に次の二条を加える。

第十九条の三の二　法第十七条第六項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般ガス事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する供給約款の変更とする。

一　石油石炭税相当額の増加（石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。以下同じ。）に対応する場合

二　消費税等相当額の増加（消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税に関する制度の改正に起因するもの又は前号の増加に伴うものに限る。以下同じ。）に対応する場合

第十九条の三の三　法第十七条第七項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者は、様式第十四の二の二の供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款

三　第十八条第二号の事項の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするときは、一般ガス料金算定規則第二十一条に規定する書類

四　第十八条第三号又は第四号の事項の変更をしようとするときは、使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

第十九条の四第一項中「第十七条第六項」を「第十七条第十一項」に改める。

第十九条の五第一項中「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改め、同条第二項中「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改め、同項第二号中「現行の」を「変更前の」に改める。

第二十二条の二第二項第二号中「をしよう」を「しよう」に、「現行の」を「変更前の」に改め、同項第三号中「事項を」を「事項の」に、「しよう」を「をしよう」に改め、同項第四号中「事項を変更しよう」を「事項の変更をしよう」に改める。

第八十六条第二項第二号中「現行の」を「変更前の」に改め、同項第三号中「しよう」を「をしよう」に改め、同項第四号中「事項を変更しよう」を「事項の変更をしよう」に改める。

第八十六条の二中「同条第四項」の下に「又は第七項」を、「変更後のもの」の下に「。以下この条から第八十六条の三の三までにおいて同じ」を、「（以下この条」の下に「から第八十六条の三の三まで」を加え、同条第一号中「（消費税等相当額のみの変更を除く。）」及び「（消費税等相当額を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第八十六条の三第二号中「現行の」を「変更前の」に改め、同条第三号中「事項を」を「事項の」に、「しよう」を「をしよう」に改め、「するとき」の下に「（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合を除く。）」を加え、同条第四号中「事項を変更しよう」を「事項の変更をしよう」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第八十五条第二号の事項の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするとき（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合に限る。）は、簡易ガス料金算定規則第十七条に規定する書類

第八十六条の三の次に次の二条を加える。

第八十六条の三の二　法第三十七条の七第一項において準用する法第十七条第六項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（簡易ガス事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する供給約款の変更とする。

一　石油石炭税相当額の増加に対応する場合

二　消費税等相当額の増加に対応する場合

第八十六条の三の三　法第三十七条の七第一項において準用する法第十七条第七項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者は、様式第十四の二の二の供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款

三　第八十五条第二号の事項の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするときは、簡易ガス料金算定規則第十七条に規定する書類

四　第八十五条第三号又は第四号の事項の変更をしようとするときは、使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

第八十六条の四第一項中「第十七条第六項」を「第十七条第十一項」に改める。

第八十六条の五第一項中「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改め、同条第二項中「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改め、同項第二号中「現行の」を「変更前の」に改める。

第百二十一条中「第十九条の三の二」を「第十九条の三の三、第十九条の三の四」に改め、「第十六条の三」の下に「、第八十六条の三の三」を加える。

様式第十四の二の次に次の一様式を加える。

様式第14の2の2（第19条の3の3、第86条の3の3関係）

供給約款変更届出書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

（供給地点及びその数）